

2025年1月30日

各 位

会社名	K L a b 株式会社
代表者名	代表取締役社長 森田 英克 (コード番号 : 3656)
問合せ先	専務取締役 高田 和幸
E-mail	<a href="mailto:ir@klab.com">ir@klab.com</a>

### 第三者割当による行使価額修正条項付第20回新株予約権の 発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2025年1月8日（以下「発行決議日」といいます。）付及び2025年1月10日（以下「条件決定日」といいます。）付の取締役会において決議いたしました、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第20回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日付で本新株予約権に係る発行価額の総額（26,158,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細は、発行決議日付当社プレスリリース「第三者割当による行使価額修正条項付第20回新株予約権及び無担保社債（私募債）の発行に関するお知らせ」及び条件決定日付当社プレスリリース「第三者割当による行使価額修正条項付第20回新株予約権の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

#### <本新株予約権の概要>

(1) 割 当 日	2025年1月30日
(2) 新株予約権の総数	118,900 個
(3) 発 行 価 額	総額 26,158,000 円（本新株予約権 1 個当たり 220 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	11,890,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありませぬ。 本新株予約権の下限行使価額（以下に定義します。）は 84 円 ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、11,890,000 株です。
(5) 資金調達額	1,857,218,000 円（差引手取概算額：1,849,218,000 円） (注) (内訳) 新株予約権発行による調達額：26,158,000 円 新株予約権行使による調達額：1,831,060,000 円
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条 件	当初行使価額は 154 円です。 本新株予約権の行使価額は、各修正日（以下に定義します。）の 前取引日（以下に定義します。但し、前取引日が当社普通株式 に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構の株式等の振 替に関する業務規程第 144 条に定義する株主確定日をいいま す。）又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の 行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株 主確定日の 2 取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構に おいて本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取 引日とします。）の東京証券取引所における当社普通株式の普 通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値） の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額に 修正されます。 但し、本新株予約権の行使価額は 84 円（以下のとおり調整さ

	<p>れることがあり、以下「下限行使価額」といいます。)を下回らないこととします。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の発行要項(以下「本新株予約権発行要項」といいます。)に定める各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、最初に当該通知を受領した日を除きます。)をいいます。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含みます。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行要項に従って調整されることがあります。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	マッコーリー・バンク・リミテッドに対して第三者割当の方法によってその総数を割り当てます。
(8) 新株予約権の 行使期間	2025年1月31日から2027年2月1日までとします。
(9) その他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結しております。</p> <p>本買取契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されております。</p>

(注) 本新株予約権に係る資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額(154円)に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額です。また、差引手取概算額は、当該資金調達額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(8,000,000円)を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該資金調達額は変動いたします。

以上